

令和6年度第4回

各務原市男女が輝く都市づくり審議会次第

日時 令和7年1月23日（木）午前10時00分

場所 各務原市産業文化センター8階 第2特別会議室

1 開会のことば

2 会長あいさつ

3 議事

(議題第1号)

○第5次各務原市男女共同参画基本計画（最終案）の
確認について

(その他)

○令和6年度事業報告と令和7年度の取組について

4 閉会のことば

議題第 1 号

第 5 次各務原市男女共同参画基本計画（最終案）の確認について

（1）パブリックコメントの結果について（資料 1）

令和 6 年 12 月 13 日（金）～令和 7 年 1 月 5 日（日）まで、パブリックコメントを実施したところ、5 名から 13 件の意見提出がございました。

寄せられたご意見と市の考えは資料 1 のとおりです。

（2）概要版について（資料 2）

概要版イメージは資料 2 のとおりです。

表紙のデザインが決定した後に、概要版にもそのデザインを反映します。

（3）表紙について

表紙イメージは、審議会当日にお示しいたします。

第 5 次各務原市男女共同参画基本計画（案）へのご意見と市の考え

男女共同参画社会の実現に向け、「第 5 次各務原市男女共同参画基本計画（案）」を取りまとめて公表し、皆さまからの意見を募集するパブリックコメントを実施しました。

その結果、5 名の方からご意見をいただきました。いただいたご意見と市の考え方は下記のとおりです。提出されたご意見は、趣旨を損なわない程度に要約し、できる限り内容ごとに整理・分類した上で、市の考え方を示しています。（順不同）

◆実施期間

令和 6 年 12 月 13 日（金）から 令和 7 年 1 月 5 日（日）まで

◆意見の提出状況

提出者数 5 名

提出意見数 13 件

ご意見 1・2 妊娠・出産に関する支援や情報提供について

対象箇所	P36 目標Ⅱ 誰もが安全で安心して暮らせる社会づくり 基本施策 1 生涯を通じた健康・生きがいつくりの支援と安心できる生活環境の整備 主な事業 (1) 健康の確保と生きがいつくりの推進
ご意見	
<p>支援の第一が情報だと思いますので、情報提供に努める記述が必要です。日本は医師主導のお産が一般的で、そもそも出産の在り方を妊婦自身が決めていいという考え方そのものを知らない女性がほとんどです。妊娠期からの助産師による継続ケアでポジティブなお産を体験することが、その後の女性の生き方や子育てに大きな影響があること、そのエビデンスは諸研究でも確認されておりポジティブな出産体験を WHO も推奨しています。各務原市には他市よりも助産院が多い恵まれた地域です。私は里帰り出産でマイ助産師妊娠、出産、産後を伴走してもらい、自分が主体に産む体験をしました。しかし、私の周りの友人はその選択の情報すら知りません。妊産婦が主体的に出産場所や出産方法を選択できる情報を提供することを追加して欲しいです。</p>	
<p>安全な妊娠出産だけではなく、幸せな妊娠出産経験ができるような支援が必要と考えます。産む場所の情報提供、女性が主体的に選ぶことができるための情報提供、相談体制など。継続した切れ目のないケアができることも重要と考えます。人との温かなつながりにより、女性は満たされます。女性が満たされることで、子どもや家族は満たされ、幸せな育児幸せな家庭となり、ひいては幸せの連鎖が起きると考えます。幸せな連鎖のためには、継続ケアの充足が即効的であり最重要課題と考えます。</p>	
各務原市の考え	
<p>いただいたご意見を踏まえ、P36「②健康に関する支援体制の充実」の事業内容の記載を下記のとおり変更いたします。</p> <p>(変更前)・安全な妊娠や出産への支援を図ります。 (変更後)・安心して妊娠・出産ができるよう、妊娠期から産後までの切れ目のない支援を図ります。</p> <p>なお、出産場所や出産方法に関する情報提供については、「切れ目のない支援」に包含しており、ご相談に応じて随時行ってまいります。</p>	

ご意見 3 妊娠・出産や男性の育児参加などを教育に組み込むことについて

<p>対象箇所</p>	<p>P36 目標Ⅱ 誰もが安全で安心して暮らせる社会づくり 基本施策1 生涯を通じた健康・生きがいつくりの支援と安心できる生活環境の整備 主な事業 (1) 健康の確保と生きがいつくりの推進</p>
<p>ご意見</p>	
<p>教育の中で、妊娠出産についてももっと触れてほしいです。男性の育児参加、男性の家事能力の向上なども。妊娠したら病院に行くものだ、と思う人が多く、病院以外でも産める選択肢を知らない人が多すぎます。そのために、孤独感を感じる妊娠・出産・産後を経験したり、お産の経験がネガティブもしくはトラウマとなりうる経験をされ、後悔されるお母さんたちの話もよく聞きます。病院以外にもクリニックや助産院、自宅と選べること、途中で違和感があれば産む場所はいつでも変えて良いことなど、情報提供は、偏りなく全ての人がもらう権利があると思います。教育の中に組み込むことですべての人に届きやすいと思います。</p>	
<p>各務原市の考え</p>	
<p>妊娠の取扱いなどの指導については、中学校において学習指導要領に基づいて行っております。</p> <p>また、男性の育児参加や家事能力の向上については、社会教育の一環として、父親の育児参加の促進などを目的とした講座を実施し、性別役割分担意識の解消を目指してまいります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、1つのご意見として参考にさせていただきます。</p> <p>※関連する事業を掲載しているページは次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性別役割分担の意識改革の推進について…P33 (3) ① ・性に関する指導、妊娠から産後までの支援について…P36 (1) ①② <p style="text-align: right;">(プラン内容の変更なし)</p>	

ご意見 4・5 事業内容の具体性と学校における性に関する指導について

<p>対象箇所</p>	<p>P36 目標Ⅱ 誰もが安全で安心して暮らせる社会づくり 基本施策 1 生涯を通じた健康・生きがいのづくりの支援と安心で きる生活環境の整備 主な事業 (1) 健康の確保と生きがいのづくりの推進</p>
<p>ご意見</p>	
<p>「リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理念を定着させるため、様々な媒体を活用し、普及・啓発を図ります。」と書いてありますが、全く具体性がありません。</p> <p>誰もが絶対に必要とするセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスサービスは、公衆衛生と人権の基準に基づいたものでなければなりません。健康への権利行使に必要な「サービスがあること、その受けやすさ、容認性、質の高さ」が保障されなければなりません。そのためにはセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスに関する正確な情報となるエビデンスに基づいた包括的性教育(CSE)を受ける権利が必須です。包括的性教育を受ける権利を保障することを事業に掲げる必要があります。</p>	
<p>リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて、様々な媒体を使って普及・啓発すると書かれていますが、一方的に発信するだけのように感じます。リプロダクティブ・ヘルス/ライツを誰に、どのように伝えていきどうなることが望ましいのかというビジョンも見えません。</p> <p>全ての子ども達が深く学べるような取り組みをしていただきたいです。包括的性教育を学ぶことで、「性と生殖に関する健康と権利」は網羅できます。</p> <p>「児童生徒には性に関する指導の充実」とありますが、こちらも具体性が見えません。</p>	
<p>各務原市の考え</p>	
<p>本計画は、男女共同参画社会を実現するため、各分野の基本施策やその方向性などを体系的に示すもので、具体的な事業内容や進捗状況は、年度ごとに事業実績をまとめた「年次報告書」に記載し、市ウェブサイトにおいて公開いたします。</p> <p>小・中学校における性に関する指導については、国が定める学習指導要領及び県学校保健会や市が作成する「性に関する指導の手引き」などに基づき、教科や特別活動などの時間に、それぞれの発達段階に応じて、必要な指導を行っております。</p> <p>これらは、P36の「①性と生殖に関する健康と権利の普及・啓発」やP42「①学校等における教育の推進」に包含しており、第5次計画でも継続して取り組んでまいります。</p> <p style="text-align: right;">(プラン内容の変更なし)</p>	

ご意見 6 デートDVについて

対象箇所	<p>P 38</p> <p>目標Ⅱ 誰もが安全で安心して暮らせる社会づくり</p> <p>基本施策1 暴力を許さない安心して生活できる環境の整備</p> <p>主な事業 (1) 啓発・教育の推進</p>
ご意見	
<p>関係課に学校教育課がありません。生命の安全教育 指導の手引き(中学生)には性暴力の背景を理解しデートDVの危険性を考えることも示されています。学校教育の必要性を記述し、関係課に学校教育課を入れる必要があります。</p>	
各務原市の考え	
<p>学校では、道徳、保健体育、特別活動等において、相手を尊重する関係を築いていくための指導を行っております。また、文部科学省資料「生命(いのち)の安全教育」を利用し、デートDVにも触れ、安全な意思決定ができるよう指導をしております。</p> <p>いただいたご意見を踏まえ、デートDVの啓発に関する事業の担当課に学校教育課を追加いたします。</p>	

ご意見 7 面前DV被害の子どもたちの支援について

対象箇所	<p>P 38－P 39</p> <p>目標Ⅱ 誰もが安全で安心して暮らせる社会づくり</p> <p>基本施策1 暴力を許さない安心して生活できる環境の整備</p> <p>主な事業 (2) 相談体制の整備と連携強化</p>
ご意見	
<p>事業内容に面前DV被害の子どもたちの支援についても触れる必要があります。</p>	
各務原市の考え	
<p>面前DVを経験する子どもたちはDVの一被害者と捉えており、P39「①被害者の相談・保護などの支援体制の推進」の事業の『被害者』に包含しております。</p> <p style="text-align: right;">(プラン内容の変更なし)</p>	

ご意見 8 就学前の子どもたちへの包括的性教育の機会の保障について

対象箇所	<p>P42</p> <p>目標Ⅱ 誰もが安全で安心して暮らせる社会づくり</p> <p>基本施策4 性の多様性の理解促進と性的少数者に対する支援</p> <p>主な事業 (1) 性の多様性を認め合える学習機会の充実</p>
ご意見	
<p>幼児期から性的違和を感じ悩む事例があります。またイジメに発展することもあるため、就学前の子どもたちの心と体の権利を学ぶ、包括的性教育の機会の保障も必要です。</p>	
各務原市の考え	
<p>市内の幼稚園や保育所においては、文部科学省が推進する「生命（いのち）の安全教育」を活用・参考にしながら、自分の体を大切にすると同様に相手の体も大切にすることや、自分だけの大切なところ（「水着等で隠れる部分」等）は、見せたり触らせたりしてはいけないことを意識すること、相手の大切なところを見たり触ったりしてはいけないことを意識することなどを折に触れて伝えております。</p> <p>いただいたご意見を踏まえ、P42「(1) 性の多様性を認め合える学習機会の充実」の主な事業及び事業内容の記載を下記のとおり変更し、担当課に子育て応援課を追加いたします。</p> <p>【主な事業】</p> <p>(変更前) ①学校における教育の推進</p> <p>(変更後) ①学校等における教育の推進</p> <p>【事業内容】</p> <p>(変更前) 就学前の性に関する指導について記載なし</p> <p>(変更後) ・子どもたちへ心と体の大切さなどの指導を行います。</p>	

ご意見 9 目標指標について

対象箇所	P49 プランの目標指標及び目標値
ご意見	
<p>プランの目標指標及び目標値は、第4次計画では、全体が2項目、それぞれの項目の合計が22項目で合計24項目でした。第5次計画では、全体は第4次計画と同じ2項目ですが、それぞれの項目が27項目に増え、合計29項目となっています。LGBTQと女性支援新法報が増えた影響です。</p> <p>第6次計画を踏まえて、今後項目数を増やさない又は減少させることを提案します。「治安が良いまちだと感じる市民の割合」「困った時に、隣近所で助けてくれる人がいると思っている市民の割合」「悩みや不安を相談できる人や場所がある市民の割合」などは男女共同参画計画からは外せる指標だと考えます。</p>	
各務原市の考え	
<p>事業の達成度を測るため、施策の方向ごとに、できる限り1つ以上の指標を設けたいと考えております。</p> <p>以上の理由から、「困った時に、隣近所で助けてくれる人がいると思っている市民の割合」、「悩みや不安を相談できる人や場所がある市民の割合」については継続して指標といたしますが、「治安が良いまちだと感じる市民の割合」については、施策の方向に対し、複数の指標が設定されていることから、いただいたご意見を踏まえ、指標から外します。</p>	

ご意見 10・11 目標値の設定と目標Ⅲ・基本施策2に関わる事業内容について

<p>対象箇所</p>	<p>P46 目標Ⅲ 男女共同参画社会への意識づくり 基本施策2 市民・事業者の意識改革 P49 プランの目標指標及び目標値</p>
<p>ご意見</p>	
<p>目標指標及び目標値の項目で現状値が数値で把握されていないながら、目標値に数値がない項目が第4次計画では17項目でしたが、第5次計画では24項目と増加し、数値目標のある項目が4項目という残念な状況です。根拠を持って数値目標を設定するのは困難な現実を理解しますが、改善を提案します。「目標指標及び目標値」の半数以上の項目には数値化された目標値の設定を提案します。</p>	
<p>「社会通念・慣習・しきたり等で男女の地位は平等になっていると思う市民の割合」は、平成30年度調査結果が9.6%、令和5年度10.4%と残念な低値のままであり、4年間で変化がありません。また、第4次及び第5次の両計画に数値目標がありません。P46の「主な事業と内容」にも具体的な事業の記載はありません。私は各務原市において、大変重要な指標だと考えています。</p> <p>「プランの目標指標及び目標」の「社会通念・慣習・しきたり等で男女の地位は平等になっていると思う市民の割合」に現状の約10%から倍増の20%以上の目標数値の設定と、具体的な実施事項の再検討を提案します。</p>	
<p>各務原市の考え</p>	
<p>本計画の目標値は、国や県の計画、市の他の計画の目標値と整合性を図り、設定しております。また、第4次計画で達成できなかった指標については、前回の目標値を踏襲しております。</p> <p>本計画は、男女共同参画社会を実現するため、各分野の基本施策やその方向性などを体系的に示すものですので、具体的な事業は記載しておりません。</p> <p>ご指摘いただきました目標Ⅲ・基本施策2につきましては、指標としている「社会通念・慣習・しきたり等で男女の地位は平等になっていると思う市民の割合」の数値を向上させていくため、男女共同参画についての広報・啓発活動、実態把握や先進事例の研究により、各事業のブラッシュアップを継続して行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">(プラン内容の変更なし)</p>	

ご意見 12 目標 I・基本施策3に関わる指標の見直しについて

<p>対象箇所</p>	<p>P33 目標 I 誰もが活躍できる社会づくり 基本施策3 家庭における男女共同参画の促進 P49 プランの目標指標及び目標値</p>
<p>ご意見</p>	
<p>第4次計画では「子育てしやすい環境が整っていると感じている市民の割合」が平成30年の調査結果で42.8%でした。第5次では該当すると推定する項目が、「この地域で、子育てをしていきたいと思う市民の割合」と表現が変わり、令和4年度の調査の結果として92.0%の結果が示されて、数値に大きな差異があります。「この地域で子育てをしていきたいと思う」のは「子育てしやすい環境」以外に交通の便や両親の居住地が考えられます。問われるべきは「子育てしやすい環境が整っているかどうか」だと考えます。</p> <p>第6次計画に向けて、総合計画、市民調査の質問項目を見直し、「プランの目標指標及び目標」の修正を提案します。</p>	
<p>各務原市の考え</p>	
<p>授乳室や公園設備の充実などのハード面だけでなく、相談体制や保育サービスの充実などのソフト面も含めた幅広い意味での子育てのしやすさを確認するため、「子育てしやすい環境が整っていると感じている市民の割合」から「この地域で、子育てをしていきたいと思う市民の割合」に指標を変更しております。</p> <p>なお、市の上位計画である総合計画は上記の理由のもと指標を変更しており、本プランは総合計画と整合性を図っております。</p> <p style="text-align: right;">(プラン内容の変更なし)</p>	

ご意見 13 男性の育児休暇取得率に関わる調査及び目標設定について

対象箇所	<p>P 33 目標 I 誰もが活躍できる社会づくり 基本施策 3 家庭における男女共同参画の促進 P 49 プランの目標指標及び目標値</p>
ご意見	
<p>第4次計画ではなく、今回の第5次計画では「育児休業を取得しやすい雇用環境の整備の措置をしている事業所の割合」として育児休業が追加されました。私は育児休業については、男女共同参画で大切なのは男性の育児休業だと考えています。各務原市の男性の育児休業所得の現状、特に長期（6ヶ月や1年以上）を調査し、第6次計画に現状を倍増又は3倍増するよう目標設定を提案します。</p> <p>男女共同参画には男性の意識改革が必要です。そのためには、男性が育児に関わる時間の現状改革が必要です。第6次計画に「1年以上の男性の育児休暇取得者数」を設定するために、現状把握と、取得男性数を増やすための検討を提案します。</p>	
各務原市の考え	
<p>第6次計画における基礎調査は、令和10年度に行う予定です。</p> <p>いただいたご意見につきましては、事業所アンケート等の調査内容を検討する際の参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">（プラン内容の変更なし）</p>	

その他のご意見・ご質問

ご意見・ご質問	
<p>第4次計画には、最後に「資料編」があり、その中で「プラン策定に関わった各委員」して「各務原市男女が輝く都市づくり審議会委員」の名簿が示され、氏名から推測すると11人中5人が女性のように見受けられます。</p> <p>①今回の第5次計画にはこの資料は添付されるのでしょうか？</p> <p>②今回も構成委員の約半分は女性で構成されているのでしょうか？</p> <p>③今回の委員のうち、男性の平均年齢の開示もお願い致します。</p> <p>第4次計画の資料の写真では、男性委員の年齢が高そうに見受けられました。男女共同参画を進めるには、プランの作成にかかわるメンバーやそのプランの審議会委員の約半数近くが女性でありかつ、従来にない新しい発想ができる若い年代の参加が必要だと私は考えています。</p>	
各務原市の考え	
<p>①第4次計画と同様に資料編を添付します。</p> <p>②半数が女性で構成されています。</p> <p>③平均年齢は公表いたしません。</p> <p>委員につきましては、年代のバランスを考慮した構成としております。</p>	

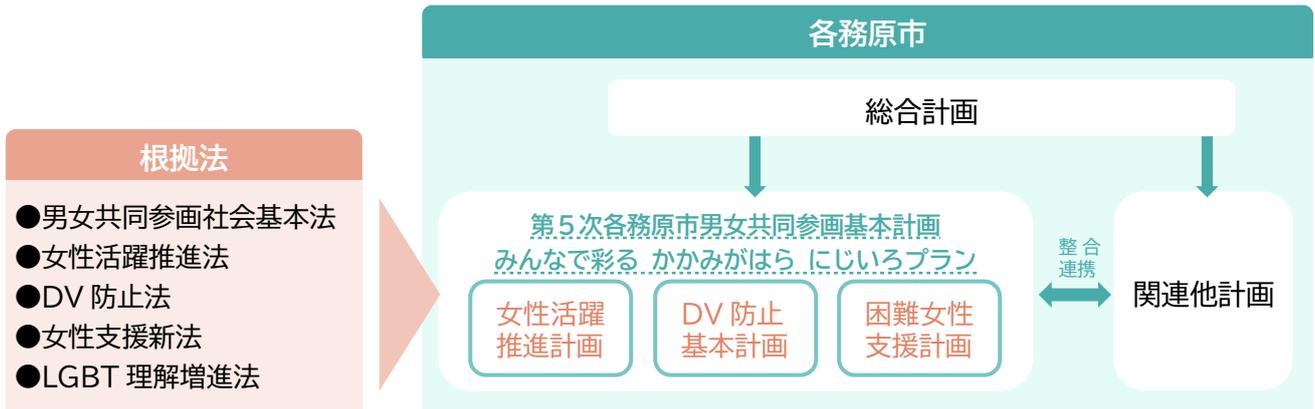
第5次各務原市男女共同参画基本計画

みんなで^{いろど}彩る かかみがはら にじいろプラン
(概要版イメージ)

策定の趣旨

この度、性別に関わらず、誰もがあらゆる分野で個性と能力を発揮し、みんなで輝ける社会を実現するという想いを込めて、タイトルを「みんなで彩る かかみがはら にじいろプラン」とする第5次各務原市男女共同参画基本計画を策定しました。なお、本プランの計画期間は令和7(2025)年度～令和11(2029)年度までの5年間とします。

プランの位置づけ



プランの基本理念と基本目標

★基本理念

誰もが互いの人権を尊重し、ともに社会のあらゆる分野で個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の形成を、本市では「男女が共に輝く都市づくり」と表現し、その実現を目指します。

実現にあたっては、市、市民及び事業者の協働により、「各務原市男女が輝く都市づくり条例」第3条に示された6つの基本理念に基づいて男女共同参画を推進していきます。

「各務原市男女が輝く都市づくり条例」に掲げる基本理念

- 1 性別による差別的取り扱いの禁止と個人としての人権の尊重
- 2 固定的な役割分担や慣行にとらわれない、多様な生き方の選択およびその尊重
- 3 社会のあらゆる分野における市、市民、事業者との協働
- 4 あらゆる意思決定の場に、男女が対等に参画できる機会の確保
- 5 家庭生活における活動と、他の活動の両立
- 6 男女の生涯にわたる健康の確保および女性の妊娠、出産、その他の健康の維持

★基本目標

基本理念の実現に向けて、本プランでは次の3つの基本目標を掲げます。

I 誰もが活躍できる社会づくり

II 誰もが安全で安心して暮らせる社会づくり

III 男女共同参画社会への意識づくり

目標 I 誰もが活躍できる社会づくり

誰もが活躍できる社会づくりには、あらゆる分野において、政策・方針決定過程に男女が対等な立場で参画し、ともに責任を担いながら、多様な視点を取り入れていく必要があります。

そのために、市における各種委員会や審議会での女性登用や女性管理職の積極的採用、企業や団体に対する女性のエンパワメントの啓発を行います。

また、職業生活と家庭生活との両立を図るため、多様で柔軟な働き方の推進や男性の意識醸成により、男女がともに家事や育児などの家庭責任を分担し、ワーク・ライフ・バランス※⁸の実現に向けた環境の整備を行います。

★基本施策と施策の方向

基本
施策 1

政策・方針決定過程における
男女共同参画の拡大

- (1) 市政運営における女性参画の推進
- (2) 企業・団体などにおける女性参画の推進

基本
施策 2

地域社会における
男女共同参画の促進

- (1) 地域活動の推進
- (2) 防災に関する意思決定や現場での女性参画の拡大

基本
施策 3

家庭における
男女共同参画の促進

- (1) 仕事と家庭の両立の実現に向けた男女共同参画の
- (2) 子育て支援の充実
- (3) 家事・育児・介護における男女共同参画の推進

基本
施策 4

働く場における
男女共同参画の促進

- (1) 雇用機会の拡大と待遇確保の促進
- (2) 女性の就業・起業への支援

女性活躍推進計画

市民や事業者などに望まれる役割

市民

- ◆ 家事、育児、介護などに男性も積極的に参加し、家事や育児などの家庭責任を分担しましょう。
- ◆ ワーク・ライフ・バランスのとれたライフスタイルを築きましょう。
- ◆ 地域の課題への関心を高め、自治会や防災・防火活動、環境活動などの地域活動へ参加しましょう。

事業者

- ◆ 多様な働き方を推進し、仕事と家庭の両立を果たせるようにしましょう。
- ◆ 性別にかかわらず、育児・介護休暇を取りやすい職場環境づくりを進めましょう
- ◆ ポジティブ・アクション(積極的改善措置)により、女性の役職登用を進めましょう。
- ◆ 雇用(募集・採用・賃金・配置・昇進など)における性別格差をなくしましょう。

地域

- ◆ 地域活動における性別に基づいた不合理な慣行やしきたりを見直しましょう。
- ◆ 地域活動の方針決定過程や防災分野において、誰もが参画しやすい方法を検討しましょう。

目標Ⅱ 誰もが安全で安心して暮らせる社会づくり

誰もが安全で安心して暮らしていくためには、互いの個性や多様性を認め、人権を尊重し、ともに相手を思いやる意識を持つとともに、生涯を通じて健やかに暮らせる環境が必要です。

そのために、ライフステージに応じた切れ目ない健康づくりを進めるとともに、性別による身体的特性の理解促進、生涯を通じた健康及び妊娠・出産などに関する支援を行います。

また、DV やセクハラ等の防止に向けた啓発や教育を推進し、あらゆる暴力やハラスメントを抑制するとともに、被害を受けた際の窓口の周知、相談体制や関係機関との連携の強化を行い、安心して相談できる環境を整備します。

さらに、困難な問題を抱える人への支援体制の強化や性の多様性の理解促進に向けた啓発や教育の推進を行います。

★基本施策と施策の方向

基本 施策 1	生涯を通じた健康・生きがい づくりの支援と安心できる 生活環境の整備	(1) 健康の確保と生きがいづくりの推進 (2) 防犯、防災体制の整備	DV 対策基本計画
基本 施策 2	暴力を許さない安心して 生活できる環境の整備	(1) 啓発・教育の推進 (2) 相談体制の整備と連携強化 (3) 安全の保障と自立に向けた支援	
基本 施策 3	困難な問題を抱える人 に対する支援	(1) 困難を抱える人に対する生活支援や自立支援 (2) 相談体制の整備と連携強化	困難な問題を抱える 女性支援基本計画
基本 施策 4	困難な問題を抱える人 に対する支援	(1) 性の多様性の理解促進と性的少数者に対する支援 (2) 相談体制の充実 (3) 性の多様性を尊重する環境の整備	

◆市民や事業者などに望まれる役割

市民

- ◆ 心身の健康づくりのために健康診査や検診を定期的に受診し、趣味や生きがいを持ちましょう。
- ◆ 地域の子どもや高齢者、障がい者など支援が必要な人をできる範囲で見守り、支援しましょう。
- ◆ DV やセクハラなどのハラスメントについて男女とも理解を深め、許さない意識を持ちましょう。
- ◆ DV 被害を受けたり、見聞きした場合や困難を抱えている人は相談機関などへ相談しましょう。
- ◆ 性の多様性に関する知識・理解を深め、個性や互いの人権を尊重し合いながら生活しましょう。

事業者

- ◆ 健康診査や各種検診の受診促進、健康増進を図りましょう。
- ◆ セクハラやパワハラなど、ハラスメントを許さない職場環境をつくりましょう。

地域

- ◆ 性別、年齢に関係なく市民が安心して暮らすため、地域で見守り支え合いましょ。

目標Ⅲ 男女共同参画社会への意識づくり

男女共同参画社会の実現には、固定的な性別役割分担意識や無意識の偏見(アンコンシャス・バイアス)の解消が必要不可欠です。また、具体的な施策や社会的なあらゆる分野において、男女共同参画や女性の視点を取り入れることが重要と考えます。

そのために、子どもの頃からの継続的な学習や人権教育を充実させ、全世代に向けた男女共同参画に関する広報や啓発活動を推進します。

★基本施策と施策の方向

基本
施策 1

男女平等の視点に立つ
教育と学習の促進

- (1) 多様な生き方の選択を可能にする学習機会の充実
- (2) メディアにおける人権尊重教育の推進

基本
施策 2

市民・事業者の意識改革

- (1) 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進
- (2) 男女共同参画に関する調査・研究

◆市民や事業者などに望まれる役割

市民

- ◆ 性別によって能力や役割などを決めつけるのではなく、一人ひとりの個性や能力を尊重しましょう。
- ◆ 不平等な社会通念や慣行・しきたりを見直し、自分の中にも偏見がないか考えてみましょう。
- ◆ 子ども達に男女平等や人権の意識を育む教育や保育を行いましょう。

事業者

- ◆ 性別によって役割や担当を決めるのではなく、資質や能力を大切にしましょう。
- ◆ 職場における慣行・しきたりを見直していきましょう。
- ◆ メディアによる広報・PR の際は、性差別につながらない表現に努めましょう。

地域

- ◆ 地域で広報活動や刊行物の作成を行う際には、性差別につながらない表現に努めましょう。

プランの推進にあたって

★プランの推進体制

- ・ 本プランの総合的かつ効果的な促進を図るため、関係課が横断的に連携し、プランの推進にあたります。
- ・ プランの着実な推進と実効性を確保するため、「男女が輝く都市づくり審議会」において審議を重ねながら、推進体制の進行管理の強化に努めます。

★プランの推進体制

令和 11 年度までに達成すべき目標指標を基本目標ごとに、29 項目設定しました。この数値を毎年度ごとに確認していくことで、取り組みの達成状況を評価し、プランの着実な推進を目指します。

	目標指標	現状値 (R5)	目標値
全体にかかる 目標指標	「社会全体の中で、男女の地位は平等になっている」と思う市民の割合	9.6%	20.0%
	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」と考える市民の割合	19.2%	10.0%

プランの体系

目標

基本施策

施策の方向

Ⅰ 誰もが活躍できる社会づくり

1 政策・方針決定過程における男女共同参画の拡大

(1) 市政運営における女性参画の推進

(2) 企業・団体などにおける女性参画の推進

2 地域社会における男女共同参画の促進

(1) 地域活動の推進

(2) 防災に関する意思決定や現場での女性参画の拡大

3 家庭における男女共同参画の促進

(1) 仕事と家庭の両立の実現に向けた男女共同参画の促進

(2) 子育て支援の充実

(3) 家事・育児・介護における男女共同参画の推進

4 働く場における男女共同参画の促進

(1) 雇用機会の拡大と待遇確保の促進

(2) 女性の就業・起業への支援

女性活躍推進計画

Ⅱ 誰もが安全で安心して暮らせる社会づくり

1 生涯を通じた健康・生きがいづくりの支援と安心できる生活環境の整備

(1) 健康の確保と生きがいづくりの推進

(2) 防犯、防災体制の整備

2 暴力を許さない安心して生活できる環境の整備

DV 対策基本計画

(1) 啓発・教育の推進

(2) 相談体制の整備と連携強化

(3) 安全の保障と自立に向けた支援

3 困難な問題を抱える人に対する支援

困難な問題を抱える女性支援基本計画

(1) 困難を抱える人に対する生活支援や自立支援

(2) 相談体制の整備と連携強化

4 性の多様性の理解促進と性的少数者に対する支援

(1) 性の多様性を認め合える学習機会の充実

(2) 相談体制の充実

(3) 性の多様性を尊重する環境の整備

Ⅲ 男女共同参画社会への意識づくり

1 男女平等の視点に立つ教育と学習の促進

(1) 多様な生き方の選択を可能にする学習機会の充実

(2) メディアにおける人権尊重教育の推進

2 市民・事業者の意識改革

(1) 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

(2) 男女共同参画に関する調査・研究

主な事業

①各種委員会・審議会への女性の登用率の向上 ②管理職への女性の積極的採用 ③女性登用後のサポート体制の強化

①女性のエンパワーメントの啓発・促進 ②女性リーダー育成のための援助

①地域活動における男女共同参画の推進 ②まちづくり活動における男女共同参画の推進

①防災分野における政策・方針決定過程への女性参画の推進 ②防災活動の現場における女性参画の推進

①ワーク・ライフ・バランスの周知 ②働き方改革の推進 ③多様な働き方の推進

①子育て相談体制の充実 ②地域における子育て支援機能の充実 ③多様なニーズに対応した保育サービスの充実

①家事・子育てに対する性別役割分担の意識改革の推進 ②育児や介護における休暇・休業の取得の促進

①積極的改善措置に自主的に取り組む事業所の拡大 ②女性の経営者や従業員が少ない分野における女性活躍の推進

①女性の再就職・起業支援の充実 ②女性の能力発揮促進のための援助

①性と生殖に関する健康と権利の普及・啓発 ②健康に関する支援体制の充実 ③高齢者の生きがいづくりの推進

①安全・安心のまちづくりの推進 ②多様なニーズの違いに配慮した防災対策の推進

①各種広報活動の推進 ②職場におけるハラスメントの防止対策の徹底

①被害者の相談・保護などの支援体制の推進 ②相談窓口間の連携 ③相談員の資質向上と二次的被害の防止

①通報への迅速・的確な対応 ②被害者の生活再建に向けた支援 ③DV 被害者支援に係る関係機関との連携の促進
④民間支援団体との連携・協働

①高齢者・障がい者・外国人市民などへの支援 ②ひとり親家庭への支援 ③困難を抱える人への支援

①各種窓口の周知 ②連携体制の強化 ③相談員の資質向上

①学校等における教育の推進 ②生涯を通じた学習機会の充実

①性的少数者に対する相談窓口の運営・周知

①当事者等の日常生活上の困難の解消

①男女平等教育・学習の充実 ②子どもの頃からの教育・学習の推進 ③男女平等の視点に立ったキャリア教育・進路指導の推進
④生涯を通じた学習機会の充実

①性差別につながらない表現の促進 ②メディア利用に関する教育の推進

①男女共同参画についての広報・啓発

①男女共同参画についての実態調査・研究

相談窓口一覧

種類	相談内容	日時	相談電話番号
女性のための法律相談 【予約制】	離婚、養育費、相続、 DV など主に女性が 抱える悩みや問題	毎月第4木曜日 14:00～(1人20分) ・予約:前日10時～ ・前日が休日の場合は 当日受付	市民相談室 (まちづくり推進課内) Tel.058-383-1884
ひとり親相談	ひとり親家庭などの 生活の悩み・不安	平日 8:30～17:15	子ども家庭支援課 Tel.058-383-7203
家庭児童相談	育児などの悩み・不安		
女性相談	女性が抱える困難な ど		
妊娠・出産・子育て相談	妊産婦、子育て中の 方の育児などに関する 悩み・不安	平日 8:30～17:15	母子健康包括支援セン タークローバー Tel.058-383-7204
(岐阜県) 一般電話相談	男女の生き方などに 関する様々な悩み	毎週月～木曜日 第1・3土曜日 9:00～17:00	岐阜県 男女共同参画・女性の 活躍支援センター Tel.058-278-0858
(岐阜県) 男性専門電話相談	夫婦や仕事のことな ど男性が抱える悩み	第2・4金曜日 17:00～20:00	
(岐阜県) LGBT 専門電話相談	LGBT 当事者やその 周囲の方が抱える悩 み	第3金曜日 17:00～20:00	
(岐阜県) 女性が抱える悩みに関する相談 【面接相談:予約制】	家庭・職場の人間関係 やDV など女性が抱 える悩みや問題	【電話相談】 平日 9:00～18:00 【面接相談】(予約制) 平日 9:00～17:00	岐阜県 女性相談支援センター Tel.058-213-2131 ※面接予約も上記へ
(岐阜県) DVに関する相談	配偶者などからの 様々なDVについて	毎日 9:00～24:00	岐阜県 DV 専用ダイヤル Tel.058-201-5610

注)窓口によって開設状況が変更になる場合がございます。各相談窓口へご確認のうえ、ご利用ください。

第5次各務原市男女共同参画基本計画

みんなで彩る かかみがはら にじいろプラン【概要版】

発行年月:令和7(2025)年3月

発行・編集:各務原市 まちづくり推進課

岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地

TEL:058-383-1111(代表)

E-MAIL:danjo02@city.kakamigahara.gifu.jp

プラン本編



市民意識調査



事業所調査



デザイン案①







■表紙に見出しを挿入する場合

(見出し案)

男女共同参画ってなんだろう？

「男らしさ」「女らしさ」といったイメージにとらわれることなく、あらゆる分野において自分らしく個性や能力を発揮し、喜びや責任を分かち合うことです。

一人ひとりが互いを尊重し、すべての人にとって暮らしやすい男女共同参画社会を実現しましょう。

令和6年度事業報告と令和7年度取組について

※まちづくり推進課所管分

1. 令和6年度事業報告について

◎啓発事業

(1) 「男女共同参画週間」(6月23日から6月29日)に合わせた啓発

- 本庁舎、産業文化センターにて本週間を周知する庁内放送
- 市内一円の災害情報スピーカー文字表示板で標語を表示
- 広報紙6月15日号に記事掲載「男女が共に輝く都市かかみがはら」
 - 内閣府で決定した男女共同参画週間の標語と市ウェブサイトの第4次かかみがはら男女共同参画プランのページの2次元コードを掲載した。
- 市X(旧ツイッター)に標語を掲載
- 中央図書館に啓発コーナーを設置し、啓発冊子や相談窓口一覧表を配架

(2) 「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日から11月25日)に合わせた啓発

- 広報紙11月1日号に記事掲載「ご相談ください 女性に対する暴力」
 - 法務局の人権ホットラインやDV相談窓口などの情報を掲載した。
- まちづくり推進課窓口における啓発物品(シール、バッジ等)の配布

(3) 「ワーク・ライフ・バランスセミナー」

仕事も私生活も自分らしく充実させたいという方を応援する「ワーク・ライフ・バランスセミナー」を全5回、セミナーの特別回として、仕事や私生活に関する事等、幅広くなんでも相談できる「個別相談会」を全5回(参加希望者がおらず、内1回中止)企画しました。

開催時間 各回 10:00~12:00

会場 産業文化センター8階 第2特別会議室

対象 これから働きたい方、仕事や私生活を充実させたい方など

定員 各回 20人(先着順)

備考 • 第5回は求職活動実績の対象(参加者のうち、3人が求職活動実績とした。)
• 第1、2、5回の講座では託児サービスを設けた。(利用した参加者 合計4人)

●セミナー

	開催日	内容	講師	申込人数 キャンセル者含む	参加人数
①	10/19 (土)	今日からはじめる アンガーマネジメント	渡辺 佳奈子氏 アンガーマネジメントコンサルタント ブランプリュス代表	20人	15人
②	11/2 (土)	「自分らしい働き方」 を知る	重原 惇子氏 キャリアコンサルタント NPO 法人参画プラネット常任理事	20人	17人
③	11/9 (土)	人に好かれる話し方・ 聞き方	林 亜紀子氏 キャリアコンサルタント AURA-COLOR&Career 代表	21人	17人
④	11/23 (土)	人生のセカンドステー ジを考える	中川 久枝氏 キャリアコンサルタント 産業カウンセラー (一社) ビーエルエス協会代表理事	23人	19人
⑤	12/7 (土)	子育て&孫育ての ヒント	高田 浩史氏 国語・作文教室「文聞分」主宰	17人	11人

参加者 79人 (申込 101人)

●個別相談会

	開催日	開催時間	相談員	申込人数	参加人数
①	10/30 (水)	10:00~12:00	第1・2・4・5回 中川 久枝氏 (第4回セミナー講師)	2人	1人
②	11/7 (木)	13:00~15:00		2人	1人
③	11/9 (土)	12:30~14:30 (セミナー終了後)	第3回 林 亜紀子氏 (第3回セミナー講師)	4人	4人
④	11/23 (土)	12:30~14:30 (セミナー終了後)		2人	2人
⑤	11/26 (火)	18:00~20:00		相談希望者なしのため中止	

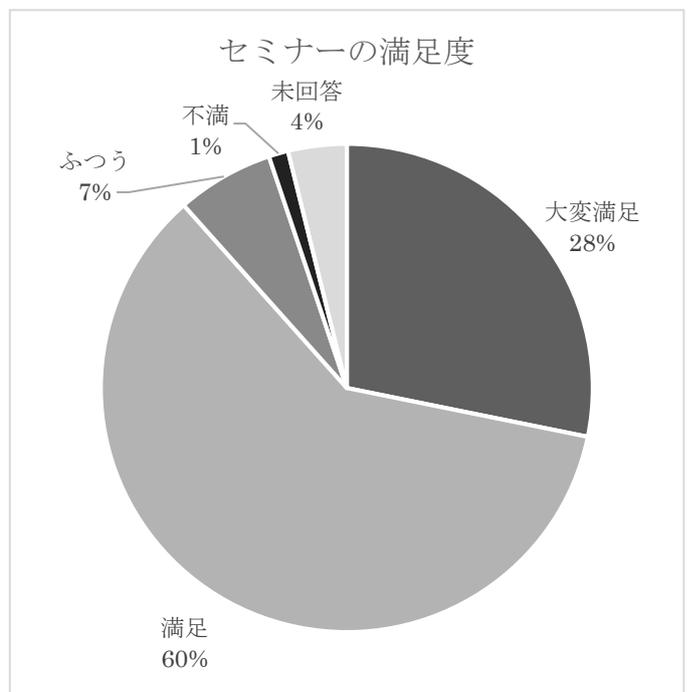
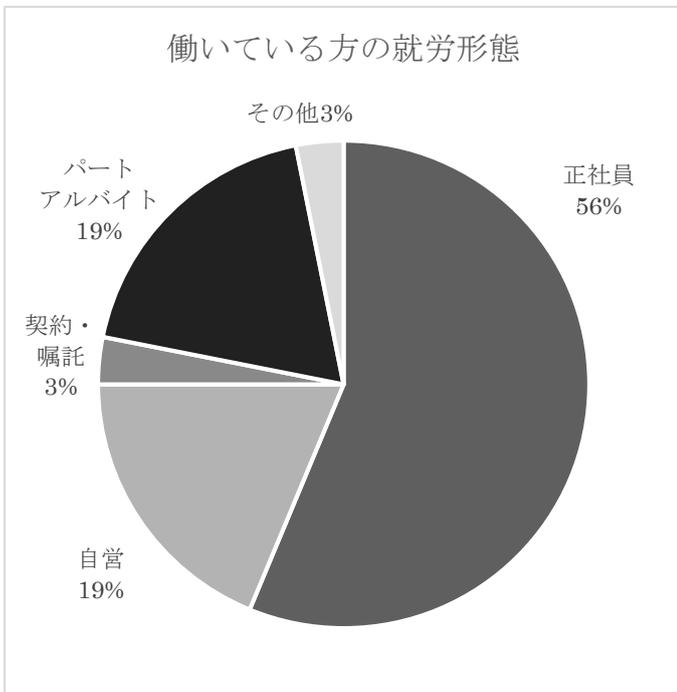
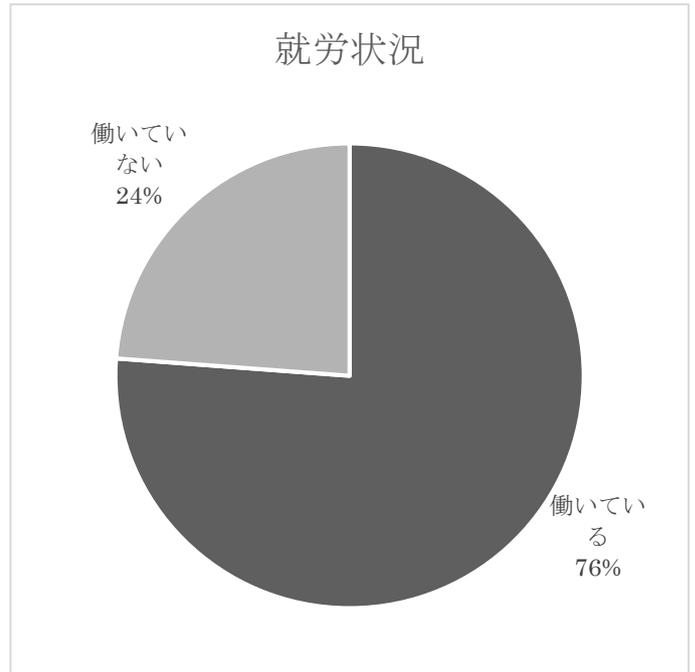
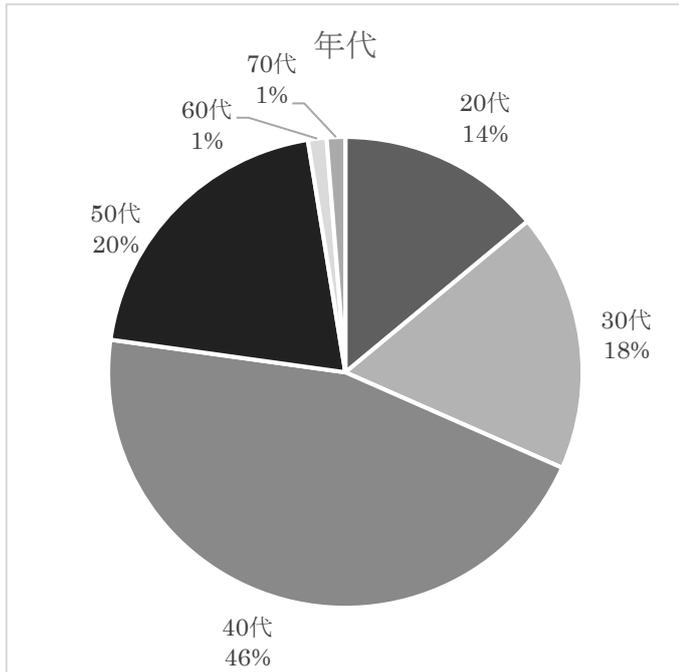
参加者 8人 (申込 10人)

【ワーク・ライフ・バランスセミナーに関する広報】

- ・広報紙 (9月15日号)
- ・市内施設でのチラシ設置 (市民サービスセンター・子ども館等)
- ・各自治会の回覧文書
- ・スマート連絡帳
(小中学生に配布している電子タブレットに保護者宛てのお知らせとしてセミナー情報を送信)
- ・市ウェブサイト
- ・市公式LINE

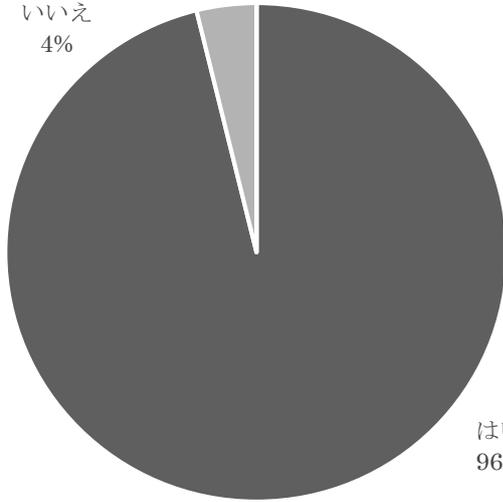
【受講者アンケート結果】

① セミナー



ワーク・ライフ・バランスを
考えるきっかけになったか？

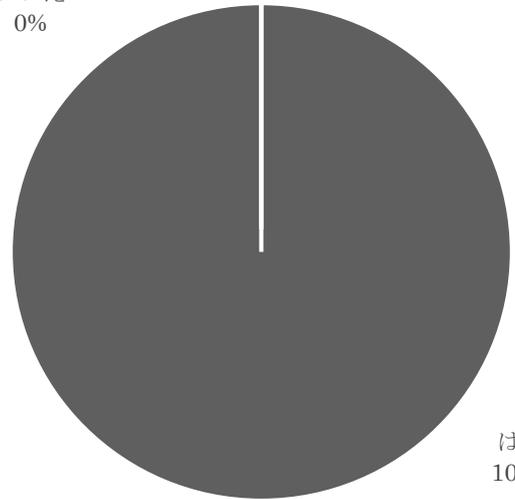
いいえ
4%



はい
96%

このようなセミナーがあれば
また参加したいか？

いいえ
0%



はい
100%

【当日の様子】



<感想>

(第1回)

- いかに日々、自分都合で怒っていたか思い知らされました。これから怒りのコントロールを練習してみたいと思います。
- 怒りをためないことも上手に付き合うコツだと思うので、ガス抜きして行きたいと思います。
- 本日のセミナーを受けて、気持ちがすっきりできて良かったです。また、グループの方とのお話も良かったです。

(第2回)

- 講師の方の「年齢は関係ない」とのメッセージや働くことの大切さを改めて感じました。
- 講師の先生が自分の経験も交えてお話して下さり分かりやすかった。新しいことに挑戦してみるのもよいな、という前向きな気持ちにもなれた。
- どんな自分が私らしく好きでいられるか・・・資産を生かし挑戦する気持ちを消さないようなワークライフバランスを保っていきたいと思いました。

(第3回)

- 話すときは結論から。聞く力も大切。色々学びになる内容でした。
- ワークなどもあり、体験を通して学べてよかった。
- 自分を変えたい、変わりたいというキモチで受講しました。まずは“聞き上手”になれるようがんばります！

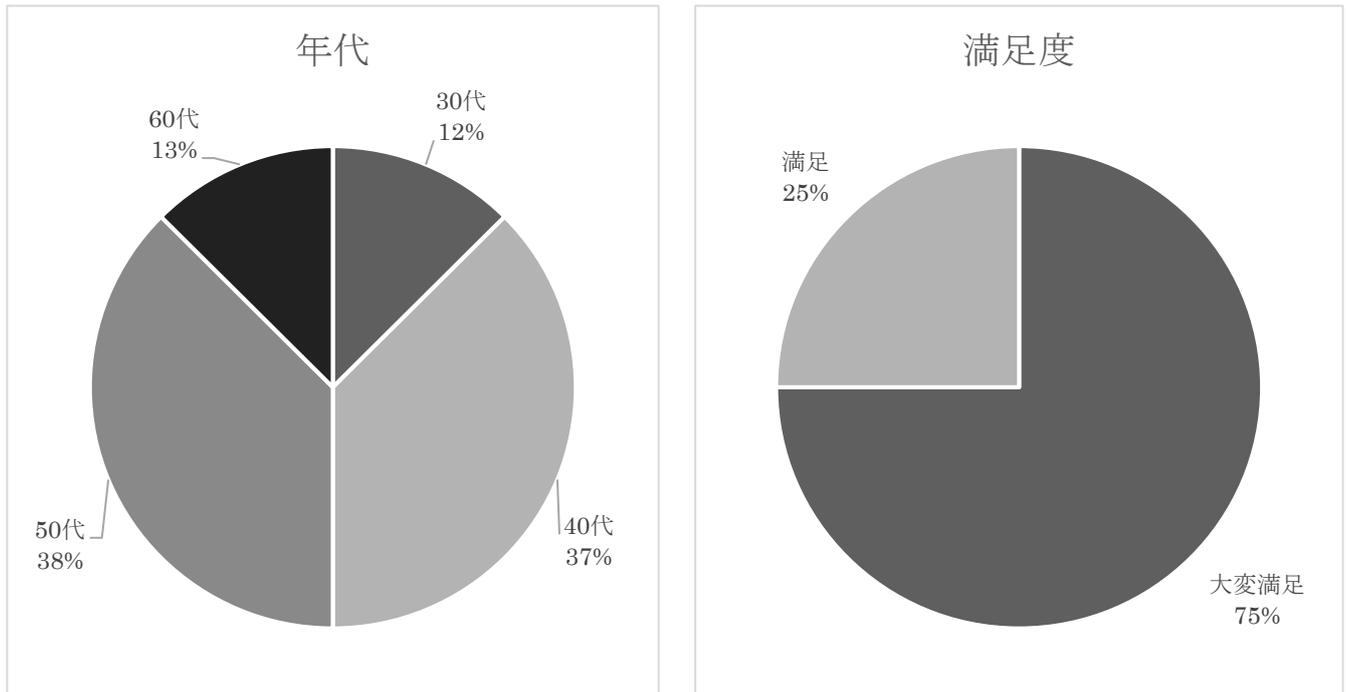
(第4回)

- 年齢に関係なく人生を過ごすよう、いろいろ挑戦していこうと思いました。グループワークでいろんな意見を聞くことができてとても良かったです。
- 先生の体験をうかがいながら、今後の自分の人生もいきいきと過ごしていけたらいいなと思いました。できることから、ひとつずつ行動していきたいです。
- みんな同じ悩みを持っているんだと思いました。一日も早く行動することが大切だとも思いました。

(第5回)

- それぞれの年代の方のお悩みやお話を聞く機会が普段ないので良い刺激となりました。
- 早速これから実践してみたいことが見つかりました。いろいろなことに子どもにチャレンジしてもらったり、親もいろいろなことにチャレンジしたりしたいと思いました。
- 今現在の教育状況や子育て状況がよくわかりました。自分の現状に改善点もあったり、ほっと安心することもあったりで、とても参考になりました。

② 個別相談会



<参加理由>

- 50才という節目を前に、これからどう働いていこうか、どう生きていこうか悩んでおり、（様々な）専門家の方のお話を聞いて、自分の視野を広げたいと思ったから。
- このまま今の仕事を続けていけるのか等、不安が大きかったので相談したかったです。
- セカンドステージについて、いろいろと考えるきっかけになればいいと思って参加しました。

<感想>

- 50代（子育てが終わりに近い、定年が近い世代）が悩み相談をする場がありとても良かった。
- 相談相手の先生が、知識だけでなく、ご自身の人生経験もご抱負で、一つ一つのアドバイスが自分の心にストーンと落ちました。
- 働き方の提案をいろいろといただき、今後にかかしていこうと思いました。

(4)「とも☆きら講座」(2月開催)

生活に役立つ各講座を通して、家族、夫婦パートナーとの暮らしを振り返り、それぞれの存在の役割や大切さを考える男女共同参画講座を開催します。

開催時間 各回 19:00~20:30

会場 産業文化センター2階 第4会議室

対象 夫婦・カップル ※パートナーとの参加推奨、ひとり参加も可

定員 各回 20人(先着順)

開催日	内容	講師
2/7 (金)	パートナーと考えるマネープラン	坂井 克幸氏 三井住友海上あいおい生命保険(株)
2/14 (金)	家事シェアを楽しむ!整理収納術	松山 有紗氏 整理収納アドバイザー

【とも☆きら講座に関する広報】

- ・広報紙 1月15日号
- ・市内施設でのチラシ設置 (子ども館・図書館 等)
- ・各自治会の回覧文書
- ・スマート連絡帳

(小中学生に配布している電子タブレットに保護者宛てのお知らせとしてセミナー情報を送信)

- ・市ウェブサイト
- ・市公式LINE

◎女性弁護士による法律相談

女性が抱える様々な悩みに専門的に助言するための女性弁護士による相談業務を行いました。

日時： 毎月1回 第4木曜日（12月は第3木曜日）
午後2時～4時の2時間、1人20分以内の6人まで

【相談内容内訳】（R6.4月～R6.12月）

金銭	夫婦・男女間	相続	不動産	親子	隣近所	損害賠償	労務	交通事故	養育費	親子交流	その他
2	18	3	0	0	0	1	0	0	2	1	6

計（相談人数） 33人 （相談内容） 33件

◎女性弁護士による養育費と親子交流（面会交流）相談

離婚に伴うお子さんの養育費や親子交流（面会交流）に限定した相談を実施しました。

日時： 7月10日（水）、11月15日（金）、2月14日（金）
午後2時～4時の2時間、1人30分以内の4人まで

計（相談人数） 3人 （2月開催を除く）

◎メールマガジン配信【商工振興課企業人材全力応援室、産業政策室】

日時： 随時

対象： 市内企業経営者または人事担当者等

内容： 「ワーク・ライフ・バランス推進企業」、「エクセレント企業」公募に関する案内

◎補助事業

- ・ほっとねっと事業（各務原市女性会議）
- ・美しく暮らしやすいまちづくり事業（各務原市生活学校）

◎国との連携

- ・「マザーズコーナー フルタイム・パート求人情報誌」（ハローワーク岐阜発行）の配架
場所： 市内子ども館5か所、移住定住総合窓口 等
- ・市主催イベントにおける出張ハローワーク岐阜マザーズコーナー
ワーク・ライフ・バランスセミナー（第5回）における事業紹介

2. 令和7年度の取組について ※以下の内容は現時点での予定です。

- (1) 第4次かかみがはら男女共同参画プランの実績確認（4月）
- (2) 審議会開催 2回を予定（開催予定時期：6月、2月）
- (3) 各務原市役所における男女共同参画の推進
女性管理職や審議会・委員会等への女性登用の促進
- (4) 女性のための法律相談の実施
- (5) 啓発事業
 - ① 「男女共同参画週間」（6月23日から1週間）に合わせた啓発
広報、庁内放送、中央図書館に男女共同参画コーナーを設置して啓発
 - ②ワーク・ライフ・バランスセミナー
時期：9～12月（5回を予定）
会場：産業文化センター会議室
個別相談会（5回を予定）
 - ③男女共同参画をテーマにした生涯学習講座の実施
時期：通年
会場：各ライフデザインセンター等
内容：父親の育児参加をテーマにした講座などを予定